

# 被害者支援は 地方自治体の責務

～みんなのための当然のセーフティネット施策～



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
ギュっとちゃん

平成29年11月14日  
「三重県警察本部 シンポジウム  
犯罪被害者支援を考える集い」

明石市長 泉 房穂

弁護士・社会福祉士

# はじめに

今日、この場所で、みなさんとお話してできることに深く感謝

ここから、また一歩ずつ、  
被害者支援の道を歩んでいきたい

# 自己紹介

明石市長 泉 房穂(いずみ ふさほ)

- 1963年 明石市生まれ
- 弁護士
- 社会福祉士
- 元衆議院議員

犯罪被害者等基本法の制定に奔走

- 元NHKディレクター
- 2011年より明石市長（現在2期目）
- 柔道3段、手話検定2級、明石タコ検定初代達人





# 明石市のご紹介

子午線上に建つ  
明石市立天文科学館

歴史のまち

明石城はさくらの名所

時のまち

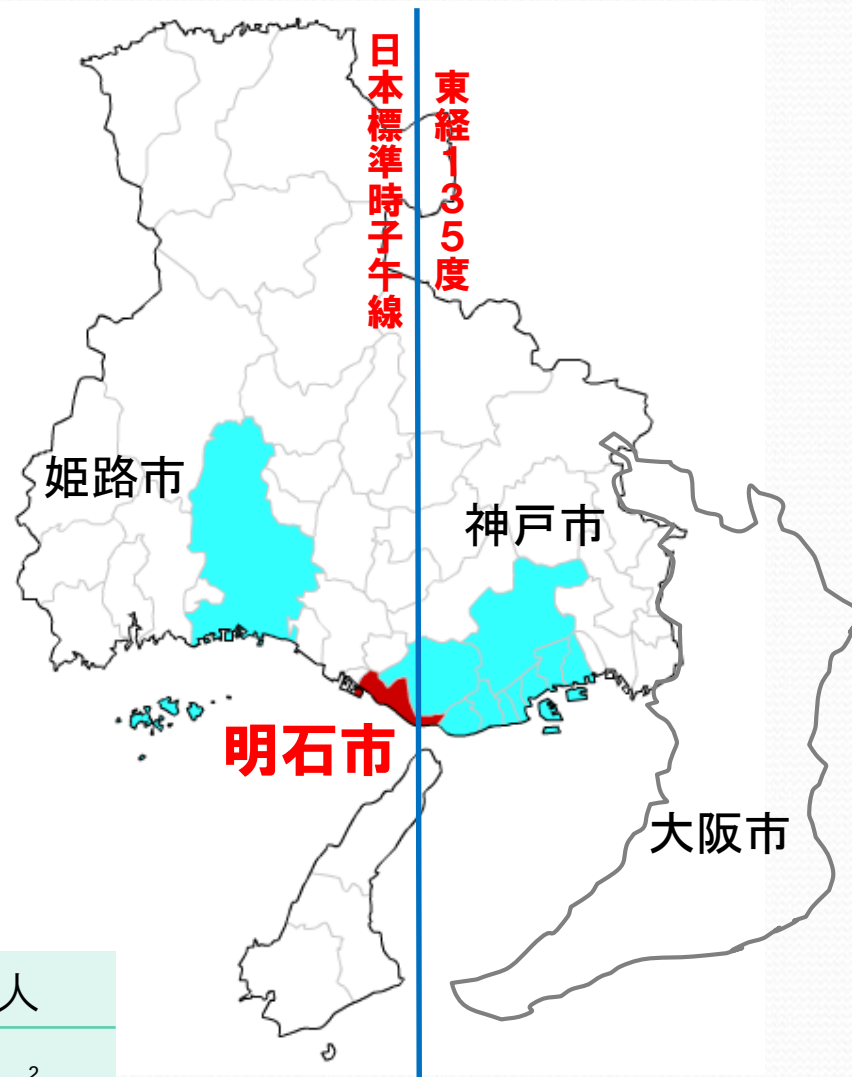
世界最長  
明石海峡大橋

海のまち

愛されるブランド  
明石鯛

明石たこ大使 さかなくん

© 2015 ANAN and Tm.



人口	約 30万人
面積	約 50 km <sup>2</sup>

# 今日お話ししたいこと

- 一 3つのポイント
- 二 犯罪被害者等基本法
- 三 明石市の取り組み



四 全国の動き

五 4つのお願い

六 “やさしい社会” を明石から

# 3つのポイント

①被害者支援は「誰のため」の施策か？

②被害者への責任は「誰が」果たすべきか？

③被害者支援における「行政の役割」は？



# ①被害者支援は「誰のため」の施策か？

明日被害に遭うかもしれない

「すべての市民のため」の施策

将来のセーフティネット施策

✖ 既に被害に遭った過去の被害者  
や遺族（少数者）のための施策





## ②被害者への責任は「誰が」果たすべきか？

犯罪被害を防止できなかった

「社会（行政）にも責任」がある

国、県、市、民間支援団体との役割分担が大切

- ✖ 加害者のみ  
⇒加害者が第一次的な  
法的責任を負うのは当然



### ③被害者支援における「行政の役割」は？

被害者に近い行政である

「地方自治体」こそが

「寄り添える支援」に適している

✖ 司法の手続（被害者参加など）だけの問題

✖ 国による経済的支援（犯給法など）だけの問題



# 犯罪被害者等基本法

基本法の制定

(平成16年12月1日)

制定時からの課題

被害者支援の現状



# ＜基本法の制定＞

1 被害者の本来の**権利**の確立

✖ お涙頂戴のお恵みや施し

2 被害者支援の**社会化**

⇒国だけでなく、地方自治体や国民にも責務

3 **総合的**な支援

⇒相談・情報提供、経済的支援、福祉サービス等



# < 制定時からの課題 >

- 1 法的責務ではなく**努力義務**  
⇒ 条例を制定するか否かは各自治体の判断
- 2 加害者からの賠償の問題  
⇒ 民事判決を得ても紙切れ、加害者の**逃げ得**
- 3 **二次被害**  
⇒ マスコミの興味本位の報道、職場などの無理解



# < 被害者支援の現状 >

いまだ道半ば・・・



支援の地域格差も大きく、  
三重県はこれからという段階・・・



# 明石市の取り組み

条例制定・改正の経緯

条例の特徴・内容

まちの変化

# < 条例制定・改正の経緯 >

明石市の条例は

## 当事者が主人公

- 1 条例制定の声をあげたのは当事者
- 2 条例改正の声をあげたのも当事者
- 3 条例の内容も当事者の声を反映し、  
当事者の実際のニーズに即したものに

+ 支援者や関係機関との連携協力

# 当事者から条例制定の要望書

## 『被害者支援条例』の制定に関する要望書

明石市においても、『被害者支援条例』の制定に向けての検討を始めていただきたく、ここに要望いたします。

私は、明石の中心市街地での通り魔殺人事件で、跡継ぎの長男（当時24歳）を失った被害者遺族の曾我部とし子と申します。明石市内で料理店を営みながら、1998年以来、被害者支援の活動を続けております。

明石市における『被害者支援条例』の制定に関しましては、2007年12月にも、明石市の担当窓口を訪問のうえ、お願いをさせていただいておりますが、その後、近隣市町村などにおいても、『被害者支援条例』が制定されるようになり、機運も高まってまいりましたので、あらためて書面にて要望をさせていただく次第です。

関係各位におかれましては、『被害者支援条例』の制定に向けて、ご尽力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成21年11月30日

明石市桜町13番6号

曾我部とし子





# 当事者と支援者によるシンポジウム

新 戸 新 聞 2010年(平成22年)2月14日 日曜日

地域二コース 22

## 被害者支援の条例を

遺族らシンポ 事件後の思い語る



会場の声に耳を傾ける土師さんと菅我部さん(左から)ら遺族と関係者＝市立文化博物館

遺族や弁護士らによる「あかし被害者支援プロジェクト」(菅我部と)が主催。犯罪被害者支援法の制定から5年が過ぎたが、県内で

### 素早く的確な対応訴え

犯罪被害者支援の条例をテーマにしたシンポジウムが13日、市立文化博物館(上丸)で開かれた。市民など約120人が参加。神戸市須磨区の連続児童殺害事件の遺族・土師守さんらを迎え、パネル討論などを通じて被害者支援のあり方などについて考えた。(宮路博志)

遺族の手記などの朗読に続き、NPO法人「ひまわり被害者支援センター」の田中実恵子事務局長が、同センターによる日々の支援活動などについて紹介。14年前に長男を明石駅近くで刺殺された菅我部さんと土師さん

が、それぞれ事件後の日々を思い、取り組みなどについて語った。市や市会に条例制定を求め要請書を出している菅我部さんは「本当にうれしかったのは、事件から3年たったときに明かされた。土師さんは条例を制定しても、素早く的確な対応であるのでは十分ではない。被害者の状況に応じた支援を、継続的に行える内容でなければならぬ」と語った。

# 明石

■明石総局  
〒673-0882  
明石市相生町2-10-24  
TEL:078-912-4343  
FAX:078-913-2833  
e-mail:akashi@kobe-np.co.jp

■本社社会部  
〒650-8571  
神戸市中央区東川崎町1-5-7  
TEL:078-362-7040  
FAX:078-360-5501  
e-mail:shakabu@kobe-np.co.jp

【月～土 10:00～17:30】  
【読者センター】TEL:078-362-7055



# 条例制定(平成23年4月施行)

平成23年(2011年)4月1日 ■■■■■ 広報 あかし

**弁護士日記V** 明石からの発信  
 第13章 被害者支援編  
 社会福祉士 弁護士 泉 房穂

「明石で画期的な条例ができるそうですね。神戸でも、明石を参考にしたいので、資料を送ってもらえないでしょうか。」  
 つい先日、神戸の市議会議員から、事務所にお問い合わせがあった。「あかし被害者支援プロジェクト」という市民団体を立ち上げてから、ちょうど1年になるが、ありがたいことに、支援の輪は着実に広がっているようだ。  
 12月の明石市議会では、行政(総務部防災安全課)から、条例案(「(仮称)明石市犯罪被害者等支援条例の検討について」と題する書面)についての説明がなされ、新聞などでも、兵庫県内で初めての総合的な支援条例であると好意的に報道された。3月の市議会を経て、4月1日から施行の予定とされている。  
 県内初というだけでなく、全国的にみても、先進的な支援策が数多く盛り込まれており、被害者や遺族らの思いに寄り添って、その生活全般を支援していくという、まさに画期的な内容となっている。  
 具体的には、①総合相談窓口の設置、②貸付金、③支援金、④家事援助、⑤各種手続の協力、⑥保育支援、⑦就学上の配慮、⑧健康相談、⑨一時保護、⑩個人情報保護、⑪住居移動希望の場合の支援、⑫就業の支援、⑬市民、事業者等への理解促進、⑭民間団体の活動紹介など、様々な支援策が規定される予定で、条例制定の際には、あらためて全国から注目を浴びることは間違いない。  
 わずか1年で、よくここまで大きく動いたものだ。被害者や遺族らの声に真摯に耳を傾けていただいた行政や議会の関係者に、まずもってお礼を申し上げたい気持ちだ。また、昨年2月の「条例制定に向けてのシンポジウム」や、7月の「条例の内容を検討するための学習会」などに足を運んでいただいた方々、活動資金としてのカンパをいただいた方々、激励のお手紙をいただいた方々など、本当に多くの皆さんからお力添えをいただいた。感謝の念に堪えない。  
 不幸な事故が契機ではあったが、その後、被害者の支援に積極的に取り組んできた明石市だからこそ、今回の迅速な動きにつながったとの意見もよく聞く。明石市は、被害者支援の「モデル・シティ」としての使命を負っているのかもしれない。  
 今回の明石発の県内初の動きは、明石や県内にとどまらず、全国に対して発信していけるものだ。被害者支援に限らず、明石から発信していけることは幾つもあるし、これからも幾つも創っていけるように思う。  
 この明石が、事件や事故や不祥事でばかり有名になることなんて、誰も望んでなんかない。「明石からの発信」は、明石市民として誇りをもてるものであってほしい。明石で暮らす市民の一人として、素朴にそう思う。

**いずみ法律事務所** 社会福祉士 弁護士 泉 房穂  
 明石市天文町2-1-20(裁判所北向い) 明石西高 東大卒 元衆議院議員  
 078-919-1122 弁護士 行政書士 白川 聡子  
 URL <http://www.izumi-law.jp> 立命館大卒 元県庁職員

犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援のため「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」が4月1日に施行されました。犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等

「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行

が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的としています。市役所本庁舎2階の市民相談課に総合相談窓口を設置していただきますので、ご利用ください。お問い合わせは防災安全課(☎9185069)へ。



# 条例改正を求める当事者の声

「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正に係る

有識者意見交換会名簿

氏名	所属等
林 良平	全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行 （前代表幹事）
土 師 守	全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事 NPO 法人ひょうご被害者支援センター監事 自助グループ「六甲友の会」世話人
高 松 由美子	NPO 法人ひょうご被害者支援センター理事 全国犯罪被害者の会（あすの会）会員 自助グループ「六甲友の会」世話人
曾我部 とし子	風通信舎代表 全国犯罪被害者の会（あすの会）会員 自助グループ「六甲友の会」会員
田 中 実恵子	NPO 法人ひょうご被害者支援センター事務局長
羽 下 大 信	NPO 法人ひょうご被害者支援センター副理事長 京都橋大学教授（臨床心理学） 臨床心理士（兵庫県臨床心理士会会長）
中 川 勘 太	NPO 法人ひょうご被害者支援センター理事 弁護士（兵庫県弁護士会）
永 谷 和 雄	サンテレビジョン報道制作局報道部部長

2013年(平成25年)12月21日 土曜日 第1頁

29 兵庫新聞



神戸児童殺傷事件（1997年）で次男の淳吾（当時10歳）を失った土師守さん（左）が、改正案の作成に有識者として携わった全国犯罪被害者の会（あすの会）メンバー4人が同市役所で会見し、「全国に制度を広げてほしい」と訴えた。

## 「全国標準にして」 明石犯罪賠償立て替え条例

明石市議会が20日、殺人事件などの加害者が被害者側へ賠償金を支払わない場合、300万円を上限に市が立て替える制度などを設けた条例改正案を可決した。

神戸児童殺傷事件（1997年）で次男の淳吾（当時10歳）を失った土師守さん（左）が、改正案の作成に有識者として携わった全国犯罪被害者の会（あすの会）メンバー4人が同市役所で会見し、「全国に制度を広げてほしい」と訴えた。

土師さんは「被害者にとって、心の傷が完全になくなる（100％はない）」と述べた上で、「賠償判決が出て、実際に加害者側から支払われる例はくわすか、生活を立て直す糧となる制度です」と評価した。

明石駅前で起きた殺傷事件（96年）で長男（当時24）を亡くした曾我部とし子さんは「私たちは一生、遺族であり被害者なのです。時間を重ねると心に経済面の問題は重く、家族の心労も絶えない」と語る犯罪被害者の会（あすの会）明石市支部（土師）の明石市役所

子さん（97）は「賠償金を払わぬ加害者に対し、たれも取り立ててくれないのが現状」と述べた。条例改正によって、市が被害者側から立て替え分の賠償請求権を引き継ぎ、加害者側から支払いを求めることになる。「千円ずつでも返ってくるしてほしい。それが、被害者の社会復帰にもつながります」

97年に長男（当時19）が少年10人から暴行を受け、くまなつた稲美町の高松由美子さん（98）は、「被害者側への介入派遣などきめ細かな支援も改正で入った」と指摘した。

一方で、95年に妻が刺され重い後遺症が残った大阪市の林良平さん（99）は複雑な思いを抱く。あすの会の代表幹事代行を務める林さんは「被害者の救済を願える人は多い。でも、実現するために動く人は少なく、被害者自身が動くしかなかつた。国会議員や行政にもっと動いてほしい」と注文し、「明石市の先駆例を全国標準としてほしい」と要望した。





# 再び当事者の声を受けて条例改正へ



役所

犯罪被害者等支援条例の改正について議論した有識者意見交換会（明石市）

## 犯罪被害者支援 賠償金立て替え 対象事案を拡大へ 市、有識者意見交換会受け

犯罪の加害者による被害者らへの賠償金未払い時に、300万円を上限に立替える制度について、明石市は10日までに、制度対象者を傷害事件の被害者にも広げる方針を固めた。このほど開かれた同市犯罪被害者等支援条例の改正に関する有識者意見交換会で市が提案し、被害の当事者や支援団体のメンバーらから了承を得た。どの程度の被害者まで対象とするかについては、今後、同市の担当者が検討する。

同市は2014年、条例改正で新たに立替え制度を設けたが、対象は被害者が死亡か重い障害を負った場合に限り、現在まで適用事例はない。今年5月の有識者意見交換会で、「支援対象を広げ、使いやすい制

度」との意見が出たことから、同市は対象範囲を再検討。故意による傷害事件の被害者のうち後遺障害が大きかったり、被害者の責任がほとんどなかったりした場合など、市長が支援相手を認めれば対象とする。また、賠償金請求の時効を中断させるため、再び提訴するときの印紙代や切手代、加害者が見つからない未解決事件の情報提供やシロ成費用なども支援する方向で、今後議論する。

性犯罪の被害者も、身体的被害がなくとも精神的被害があれば、生活支援などで特段の配慮をする規定も設ける方針。

このほか、家事や介護援助など被害者の日常生活支援の申請期間について「被害発生時から1年」の規定を3年に延長。ドメスティックバイオレンス（DV）

の被害者が住民票を移動せずに市内に転居してくる場合などを想定し、生活の本拠が同市内にある被害者も支援の対象とすることも検討する。

（日本経済新聞）



2017/10/30

# < 条例の特徴・内容 >

- 1 総合支援条例 × 見舞金だけ
- 2 支援策のバージョンアップ  
× 支援策を追加せず
- 3 二次被害防止の明記と対応  
× 直接被害だけ

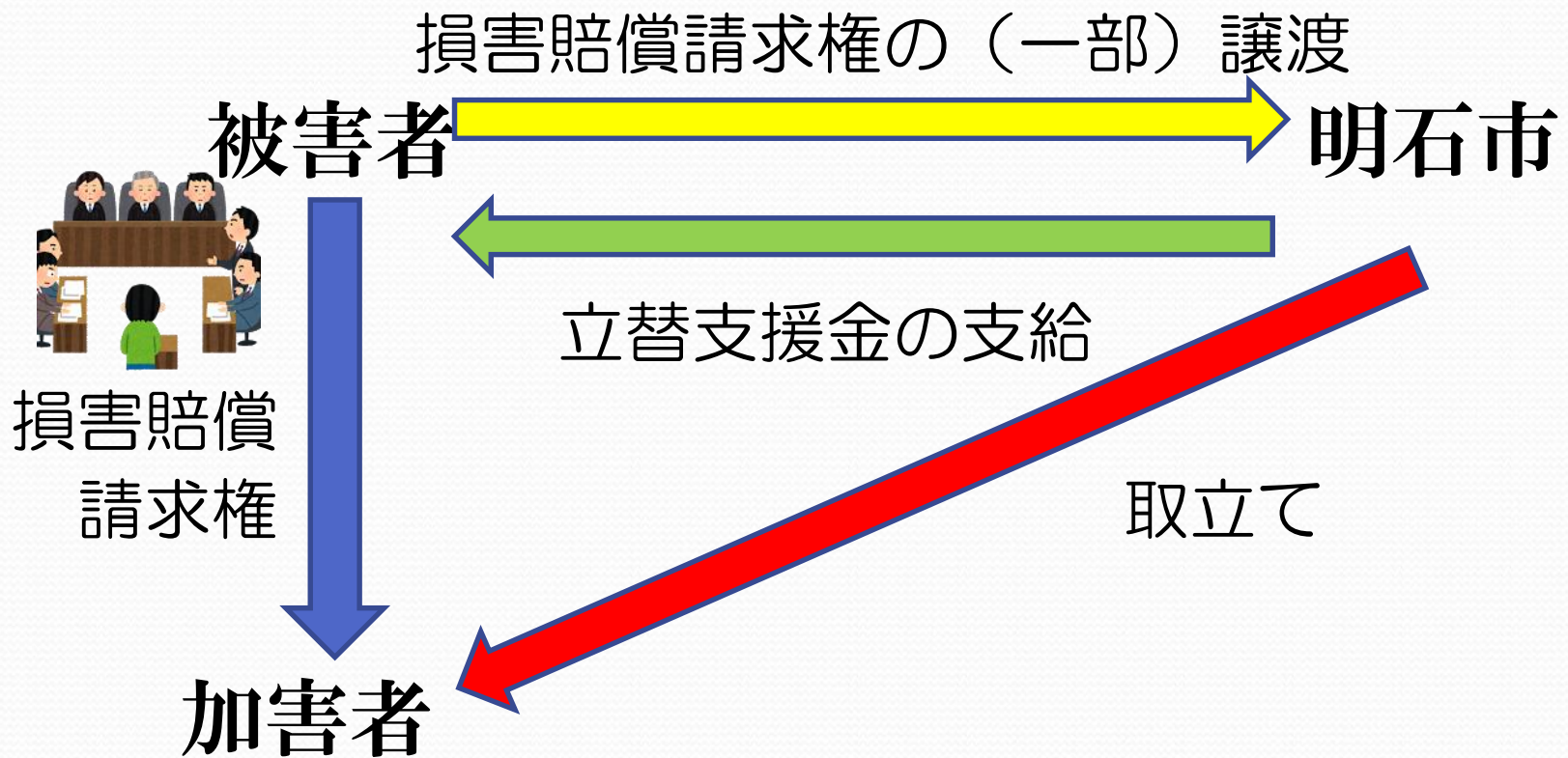


# ①総合支援条例

相談・情報提供	日常生活の支援	経済的支援
精通弁護士等による 法律相談	家事援助 介護支援	支援金
臨床心理士等による 心理相談	一時保育に要する 費用の補助	貸付金
	家賃補助	公判期日出席旅費の助成
	転居費用の補助	立替支援金



# 立替支援金





## ②支援策のバージョンアップ

### 被害直後支援(H23)

総合相談窓口

支援金

貸付金

家賃補助

家事援助 など

### 途切れない支援(H26)

相談料助成

一時保育費用補助

転居費用補助

公判出席旅費補助

立替支援金 など

### 長期的支援(H30予定)

再提訴支援

未解決事件支援

民事裁判旅費補助

被害者家族へ配慮

性犯罪被害者支援など

## ③二次被害防止の明記と対応

### ◆条例第3条第2項（基本理念）

犯罪被害者等の支援は、その過程において…  
二次的被害を生じさせたりすることのないよう

### ◆条例第5条（市民等の責務）

市民等は、基本理念にのっとり…二次的被害を  
生じさせたりすることのないよう十分に配慮する



# 「絶歌」出版への条例に基づく対応

1 市立図書館では購入しない

2 市内書店への配慮要請

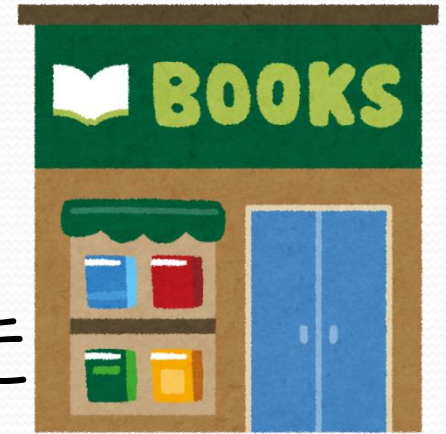
3 市民への配慮呼びかけ



# 書店や市民の反応

## ○書店

⇒**全ての**書店が**自主的に**、  
手記を店頭に置くのをやめた



## ○市民

⇒市に寄せられた意見では、  
**反対意見なし**





その理由は・・・

① 条例がある

② シンポジウムで  
当事者の声を聴いた

# 守ろう 犯罪被害者の人権

11月25日～12月1日 犯罪被害者週間

## 広げよう支援の輪

11月28日(金)

第1部 午後1時～2時50分 明石市民会館大ホール

### あかしヒューマンフェスタ

- ・内閣府犯罪被害者等施策推進室による説明
- ・人権講演会

講師／土師 守(はせ まもる) … 全国犯罪被害者の会「あすの会」副代表幹事

林 良平(はやしりょうへい) … 全国犯罪被害者の会「あすの会」代表幹事代行(前代表幹事)

高松 由美子(たかまつ ゆみこ) … 公益社団法人ひょうご被害者支援センター理事

曾我部 とし子(そがべ としこ) … 風通信舎代表

2歳から就学前の  
子どもの託児あり  
(先着15人・要予約)

入場無料  
市役所駐車場は利用できません  
公共交通機関をご利用ください

第2部 午後3時30分～5時 明石市役所 806CD会議室(明石市役所本庁舎8階)

### 犯罪被害者等支援自治体意見交換会

- ・犯罪被害者家族の声を聴き、今後の支援のあり方を考える
- ・出席者 土師 守さん、林 良平さん、高松 由美子さん、曾我部 とし子さん  
兵庫県内各市町犯罪被害者等支援担当者
- ・共 催 公益社団法人ひょうご被害者支援センター
- ・後 援 兵庫県・兵庫県警察  
(予定)

※終了後、出席者による交流会を予定(市役所内)

傍聴者募集  
明石市市民相談室まで  
お申し込みください

お問い合わせ 明石市市民相談室 TEL.078-918-5002



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」

# <まちの変化>

## ◇市民の意識の変化

⇒被害者支援への市民の理解が深まる

⇒「他人事」ではなく「我が事」に

“誰もが被害者になり得る”

“明日は我が身” という意識



## ◇まちの変化

被害者に やさしい まち

被害者に 寄り添う まち

被害者が 住みやすい まち

⇒誰もが暮らしやすいまちへ

被害者を生まないために・・・

⇒更生支援

被害者支援と更生支援は車の両輪

あかし更生支援フェアの開催



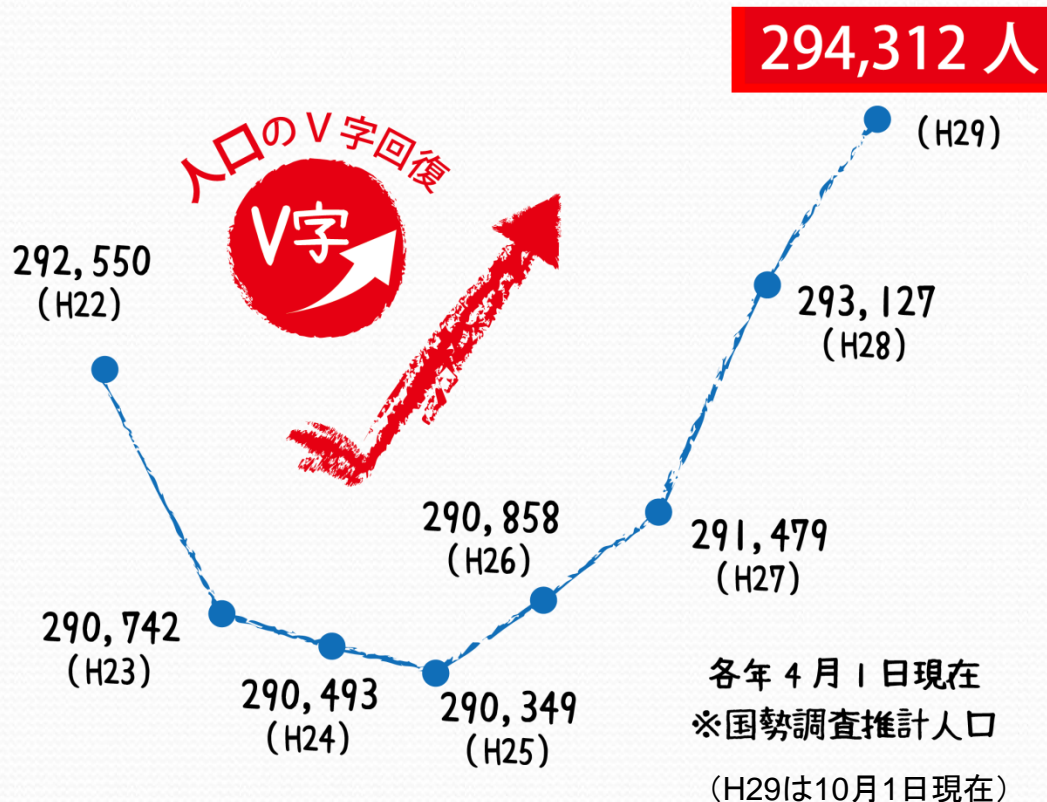
明石はリーディングシティ！  
これからの取り組みにも期待  
しています

講師 江川 紹子氏



# 被害者支援⇒人口増加へ

人口減少から一転して 4年連続増加  
平成29年8月には、過去最高人口を突破



# 全国の動き

条例制定に  
向けた  
シンポジウム

三重県の  
状況



# < 条例制定に向けたシンポジウム >

～東京・大阪・福岡・札幌など全国各地で～

考えよう 市町村における犯罪被害者支援  
一どの地域でも 必要な支援を受けられるように～

10月7日(水) 午後1:30～4:30

西市民センター 会議室1・2 (JR・市営地下鉄「姪浜駅」南口徒歩5分)

## プログラム

- ★講演 明石市長 泉房穂氏 (弁護士・社会福祉士)
- ★被害者の声 飲酒・ひき逃げ事件被害者遺族 (大分県在住)
- ★パネルディスカッション コーディネーター 常磐大学大学院教授(被害者学) 諸澤英道氏  
パネリスト 飲酒運転事件被害者遺族(福岡県在住)  
福岡犯罪被害者支援センター センター長  
福岡県弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会 委員  
明石市長、市町村職員、元内閣府政策調査員なども登壇予定!

ひたたくり、オレオレ詐欺、飲酒運転、性暴力、DV、ストーカーなど、様々な犯罪が起きています。  
市町村には、日常生活を支える様々な制度があります。  
いまどんな支援が受けられるのか、これからどんな支援があったらいいのか、一緒に考えてみませんか?



主催 被害者が創る条例研究会

後援 福岡犯罪被害者支援センター  
福岡県弁護士会

私たちは、犯罪被害に遭った  
方々を地域で支える仕組み  
づくりを提案しています。



# <三重県の状況>

地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する条例・計画等の制定・策定状況(抜粋)															
												平成29年4月1日現在			
条例の制定状況															
盛り込まれている施策等	地方公共団体名	基本理念	地方公共団体の責務	(市区町村民)の責務	都道府県民	連携協力(含体制整備)	基本的施策							調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
							情報の提供	相談及び経済的支援	損害回復	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定		
	<b>三重県</b>	条例の制定													
		計画等の制定	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		
	<b>津市</b>	条例の制定													
		計画等の制定											○		
	<b>伊勢市</b>	条例の制定													
		計画等の制定	○												
	<b>松阪市</b>	条例の制定													
		計画等の制定					○								
	<b>桑名市</b>	条例の制定													
		計画等の制定											○		
	<b>鈴鹿市</b>	条例の制定													
		計画等の制定	○												
	<b>志摩市</b>	条例の制定													
		計画等の制定	○			○									
	<b>四日市市</b>	条例の制定													
		計画等の制定				○	○						○		



# 4つのお願い

被害者へのお願い

支援者へのお願い

報道機関へのお願い

行政へのお願い

# <被害者へのお願い>

○当事者の声が大事

○条例制定に向けて、議会への請願・陳情

⇒声をあげる大切さ





# <支援者へのお願い>

## ○支援者や関係機関との連携

- 警察
- 被害者支援センター
- 法テラス
- 弁護士会
- 臨床心理士会 など



⇒連携強化と働きかけを

# <報道機関へのお願い>

○事件の報道

○視聴者への情報提供の呼びかけ

○被害者の気持ちを伝える

⇒被害者目線での報道を





# <行政へのお願い>

## ○自治体ができること

- 1 相談窓口の設置
- 2 被害者支援条例の制定
- 3 運用面での配慮（二次被害防止）



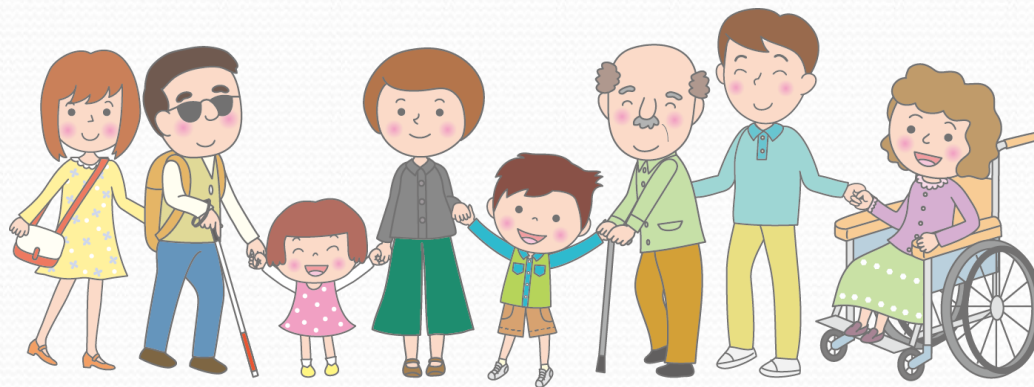
⇒自治体の責務として、  
総合支援条例の制定を！

# “やさしい社会”を明石から

“やさしい社会”とは・・・

お互いに助けあい支えあう

“あたりまえ”の社会





“明石から”とは・・・

① **国を待つことなく**明石から  
(市民により近い基礎自治体から始める)

② 明石から**全国に**  
(明石市でできることは、  
ほかの自治体でもできる)



そのために必要なのは・・・

① やさしさ

⇒想像力、真摯に聞く姿勢

② かしこさ

⇒洞察力、本質を見抜く力

③ ほんの少しの強さ

⇒責任感、諦めない勇気



誰もが安心して安全に暮らせるまちに

ともに頑張りましょう！

